

宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制について

平成24年1月13日
宇宙開発戦略専門調査会

I. 戦略的な推進体制構築の視点

民生・安全保障両分野における宇宙空間の利用の重要性が今後さらに高くなっていくことは確実であり、我が国は、宇宙基本法の理念に則り、民生・安全保障分野における宇宙空間の利用の推進と宇宙空間の利用を自律的に行う能力（技術及び産業基盤の維持及び向上）を有機的に連携させることを基本に、国家戦略として宇宙政策に積極的に取り組んでいく必要がある。

先般、政府は、宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制を構築することを閣議決定した。我が国の財政状況、宇宙の利用の遅れ、宇宙産業基盤の弱体化、諸外国における宇宙政策の積極的な推進などのなかで、省庁の既得権益にとらわれずに、的確な優先順位付けの下、メリハリをつけて長期的な戦略に立った宇宙政策を進めていく体制を構築できるかどうかは宇宙政策の成否を決定するものであることを認識し、以下の基本的考え方に沿って、政府全体としての強力な宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の体制を構築するべきである。

- (1) 宇宙基本法は、宇宙基本計画などの宇宙政策に係る重要事項の決定や推進に向けての総合調整を行う機関として、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする宇宙開発戦略本部を設置している。このような宇宙開発戦略本部の強力な権限が現実に発揮され、各省庁の既得権や利害に左右されない、戦略的な意思決定を行うことを可能とするためには、ト

トップダウンによる戦略の企画立案と調整プロセスを導入する必要がある。また、戦略の実施段階においては、各省間の調整を図り、戦略的な推進を図ることが必要である。宇宙開発戦略本部におけるトップダウンの意思決定を可能とするとともに政策の戦略的な推進を図るため、強力な企画立案・調整機能を有する司令塔を内閣府に構築すべきである。

(2) 宇宙空間の利用については、宇宙科学分野が我が国の宇宙利用に先鞭をつけ、その後の進展を促進してきた。通信、放送、気象の分野における宇宙空間の利用が実用化段階に移行した中で、今後、政府として宇宙空間の利用の実用化に取り組むべき新たな分野は、測位、リモートセンシングなど、その利用が複数の省庁にまたがる分野である。これらの分野は、政府全体としてユーザーのニーズを総合的に取りまとめた上で、これを踏まえて、我が国の技術の強みを活かしながら、各省庁の技術開発を行っていくこととするとともに、利用の実用化に向けてのアプリケーションの開拓やベストプラクティスの共有・蓄積などを政府全体として推進していく体制を構築することが求められている。また、利用が複数の省庁にまたがるシステムについて、多額の投資を要する技術開発が実用化を見据えた責任ある形で行われるためには、実用化に移行させるための体制を早期に明確にすることが適切である。

(3) 財政制約の下で、これまでのように官需のみに依存して宇宙産業基盤を維持することは不可能である。他方、海外においては、先進国に加え新興国において宇宙産業の市場が拡大しつつある。また、エネル

ギーを含めた産業分野においても今後、宇宙産業の市場が拡大していくことが見込まれる。今後は、海外の需要と産業需要も取り込みつつ宇宙産業基盤を維持・強化していくという考え方に転換することが必要不可欠である。このためには、補助金等の政策に加えて、学術分野を除き、産業化を明確な視点に据えて、技術開発が行われ、さらには、その成果の市場展開をインフラ輸出等の取組みを通じて政府が支援する体制を構築するべきである。

- (4) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）を国家戦略たる政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置づける改革を行うべきである。また、射場等官民の宇宙開発利用を支えるインフラを整備・提供する実施機関としての機能についても引き続き強化するべきである。

Ⅱ. 具体的な体制のあり方

1. 宇宙開発利用の司令塔機能及び政府横断的な施策等の実施機能を持つ部局の新設

内閣府に以下の事務を所掌する部局を新設すべきである。その上で、宇宙開発担当大臣が内閣府において宇宙政策を担当する特命担当大臣も兼ねることにより宇宙政策全体を統括することとすべきである。

- (1) 宇宙開発利用に関する企画立案・総合調整を行うこと

○政府全体としての総合的・計画的な宇宙開発利用を

推進するための政策の企画立案、政府内の総合調整等

(例) 宇宙基本計画に関する原案作成及び総合調整、その他政府全体としての宇宙政策に関する的確な優先順位付けの下での各種戦略等の策定、宇宙に係る技術開発・実用化・産業化、ロケット産業基盤の維持、射場、試験設備の整備・維持、スペースデブリの対応、ミッションの相乗り等についての方針策定及び実施の統括等、宇宙活動法案の策定、宇宙政策に係る他国のカウンターパートとの戦略的対話等(宇宙機関等との協議等)、宇宙に係る国際会議の開催 等

(注) 宇宙開発戦略本部の事務は、法制上の理由から内閣官房が担当する必要があるため、内閣府が最終的には処理できないが、内閣府が宇宙政策委員会の調査審議機能を活用しつつ、内閣補助事務として宇宙開発戦略本部の決定の原案を作成し調整にあたることとすべきである。

(注) N A S A 等宇宙政策の企画立案まで担っている他国の宇宙機関等との企画立案に属する重要事案に係る協議に当たっては、我が国としては、必要に応じ関係省庁や J A X A の協力や参画を得つつ内閣府がその主たる任に当たるべきである。また、外交にも関係する協議は、内閣府と外務省が連携を図りつつ対応すべきである。

(2) 宇宙開発利用の推進

○宇宙開発利用の実施を担う他の主体がこれを実施することを促すために行う各種事務

(例) 我が国全体のユーザーのニーズを総合的に取りまとめ各省庁の技術開発に反映させるとともに、利用の実用化に向けたアプリケーションの開拓やベストプラクティスの共有・蓄積などを政府全体として推進していくこと、衛星データ利用促進プラットフォーム、宇宙開発に係る表彰、宇宙開発を推進するためのシンポジウムの開催など宇宙に係る啓発普及等

(注) 現在、文部科学省が「宇宙の利用の推進」を所掌しているが、これを科学技術の水準の向上を図るためのものとし、政府全体の宇宙利用の推進は内閣府が所管すべきである。

(3) 宇宙開発利用に係る施策の調整

○宇宙開発利用に係る各施策に関する的確な優先順位付けに基づいた経費の見積りの方針の策定など宇宙開発利用に係る施策の調整

(例) 上記(1)に例示された事項の策定を受けて具体的な施策を推進するにあたっての調整、上記(1)に例示された事項を策定するにあたっての検討に係る調整

(4) 宇宙開発利用に関し、複数省庁にまたがり、内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務

○準天頂衛星システムなど、複数省庁に利用がまたがる実用システムの整備・運用 他

(例) 宇宙活動法に係る横断的事務等(法案の内容によるので、内容確定時に確認) 等

(5) その他どの省庁の所管にも属さない宇宙開発利用に

関する事項

2. 内閣府宇宙政策委員会（仮称）の設置

（1）内閣府に、いわゆる八条審議会等として、非常勤メンバーによる宇宙政策委員会（仮称）を常設で設置するべきである。これに伴い宇宙開発戦略専門調査会は廃止するべきである。

（2）宇宙政策委員会（仮称）は、内閣総理大臣の諮問に応じて宇宙開発利用に関する以下の重要な政策及び事項について調査審議し、内閣府の長であり宇宙開発戦略本部長でもある内閣総理大臣又は各省の大臣に意見を述べる機能を担うべきである。

（例）

○宇宙開発利用に関する政策

・宇宙基本計画に盛り込むべき事項

・全体及び個別分野の宇宙政策の中長期的な基本戦略

・宇宙政策の優先順位付けと宇宙政策の重点化と効率化の方針

○毎年度の経費の見積り方針の策定

○政府の主要な宇宙関係プロジェクトの評価等その他重要事項

（3）人工衛星等の打上げの安全確保や宇宙の環境の保全については、その方針や基準の作成など宇宙政策委員会において内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じて審議を行えることとするべきである。

（4）上記の機能に加えて、宇宙政策委員会として必要と考える場合には内閣府の長であり宇宙開発戦略本部長でもある内閣総理大臣のほか、関係大臣に対して内閣

総理大臣を通じて勧告することができる権能を与えるべきである。

- (5) 宇宙政策委員会が実効的な役割を果たすことができるよう、宇宙政策委員会の下に専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができることとするべきである。なお、宇宙活動法が制定された場合は、技術部会（仮称）において対処することも考えられる。
- (6) 戦略立案の基本となるのは情報収集と分析であるため、宇宙政策委員会の機能等を活用しつつ、内閣府における情報収集・分析体制の整備を図るべきである。

3. JAXAのあり方

JAXAは、政府の決定に従い業務を実施する国家戦略たる宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置づけ、次の措置を行うべきである。

- (1) JAXA法の平和目的規定を宇宙基本法と整合的なものとするべきである。
- (2) JAXAは、人工衛星等の開発等の成果を宇宙産業の振興や宇宙産業基盤の維持・強化につなげるための新たな業務を追加するべきである。
- (3) 現在のJAXAの主務省は文部科学省、主務大臣は文部科学大臣と総務大臣である。今後は、この2大臣に加えて、政府全体の宇宙政策を総覧する内閣総理大臣が我が国のユーザーのニーズを集約し、人工衛星、ロケット、射場等の関連施設の開発段階においてスペックや性能を設定することや、運用段階においてこれ

らの利用を推進すること等について主務大臣となるべきである。また、上記（２）で新たに追加される業務については文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣が主務大臣となるべきである。加えて、内閣総理大臣が主務大臣とならない基盤的研究や人材の育成に関する業務については、主務大臣は宇宙開発利用の推進を担う内閣府の長たる内閣総理大臣に中期目標の策定等に当たり協議するべきである。

- （４）我が国宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関であるＪＡＸＡの中期目標については宇宙開発戦略本部が決定する宇宙基本計画を踏まえたものとするとともに、各省のニーズ及び考え方を内閣府が政府の宇宙開発利用全体を進める立場から集約し、これをＪＡＸＡ業務に反映する体制を整備すべきである。
- （５）各府省が持つ宇宙開発利用の行政ニーズに応えるように、ＪＡＸＡ業務をオープン化するべきである。ＪＡＸＡがその力を最大限発揮するため、各府省は、主務省と連絡を取りつつ、直接ＪＡＸＡと協力の可能性を協議し、協力できることとすることが重要である。また、資源投入し、具体的な事業をＪＡＸＡに実施させることとなった府省については、上記（３）の主務大臣に加えて当該事業についてＪＡＸＡの主務大臣となることを可能とするための措置を講じるべきである。
- （６）ＪＡＸＡ宇宙科学研究所は、これまで大学をはじめとする各研究機関の連携のうに理学・工学双方の学術コミュニティの英知を結集し、宇宙科学分野において世界をリードする誇るべき成果を積み重ねてきた。

このような実績は、学術コミュニティの中で激しい競争と多段階の評価を経てプロジェクト選定が行われ、プロジェクトが選定されたのちは、学術コミュニティが総力を結集してこれをサポートするという形で実施されてきたことにより達成されたものである。このため、JAXA宇宙科学研究所にJAXAの宇宙科学プロジェクトを一元化したうえで宇宙科学の中での優先順位については、学術コミュニティの意見に基づくJAXA宇宙科学研究所の選定結果を尊重すべきである。その上で、宇宙科学の状況に配慮しつつ、国の宇宙開発利用全体の中で優先順位を判断することとすべきである。

4. 文部科学省宇宙開発委員会の廃止

文部科学省宇宙開発委員会は廃止すべきである。